

2026(令和8年度)

GODO ローズフェスタ 2026

出店者募集要項

【 目 次 】

- 1 趣旨・概要
- 2 出店条件
 - (1) 参加資格
 - (2) 参加条件
 - (3) 出店料について
 - (4) 出店スペース等仕様
 - (5) 留意事項
- 3 出店申込
 - (1) 申込方法
 - (2) 出店者の選考
 - (3) 出店者説明会の開催



主催 : 神戸町

1 趣旨・概要

(1) 趣旨

バラのまち神戸町にある“ばら公園いこいの広場”には、約300品種3,300株のバラが植えられています。満開になるこのシーズンに公園に来て、グルメや物販などで1日楽しんでいただくため、本イベントを開催します。

(2) 日時・場所

開催日時	令和8年5月10日(日) 10:00~15:00 ※雨天決行 ※警報発表など、荒天の場合は中止となる場合があります。
会場	ばら公園いこいの広場 (岐阜県安八郡神戸町大字前田449番地の1)

(3) 募集店舗数

キッチンカー:約6台 その他:約9店舗 (店舗数は前後する場合があります)

※留意点(以下のことについて了承いただける方のみお申込みください)

- ・出店場所については主催者側で決定し、希望や指定は一切お受けできません。
- ・出店される店舗同士で取り扱われる商品の種類が重なる場合があります。
- ・応募多数の場合は、書類審査の上、主催者側で決定します。(町内事業者を優先する場合があります。)また、出店可否選定理由等につきましてはお答えできませんのでご承知願います。

2 出店条件等

募集対象商品・料理等の要件

(1) 参加資格

開催趣旨に沿う商品やグルメ等を出品できる店舗。

※主催者は商品、料理等の内容を確認し、販売に適するか否かを決定できる権利を有します。

(2) 参加条件

- ・ イベントの趣旨に賛同し、本要項内の記載事項等を順守できること。
- ・ “おもてなし”の精神をもって出店すること。

- ・ 出店箇所とその周辺の清掃を行い、会場の美化及びゴミの適正処理を行うこと。
- ・ 法令、公序良俗等に違反しないこと。
- ・ 著作権、肖像権の侵害をしないこと。
- ・ 反社会勢力に関わりがないこと。
- ・ 宗教、政治活動を目的としないこと。
- ・ 申請以外の品目の販売・展示をしないこと。
- ・ 暴力団排除活動の一環として、主催者が提出書類の一切を警察等に問合せることに関し、何らかの異議申し立てを行わず率先して協力すること。
- ・ イベント当日は、氏名・住所及び生年月日が記載されている顔写真付き身分証明書等を携帯し、主催者から求められた際にはこれを呈示するなど、従事者確認に協力すること。

(3) 出店料について

- ① キッチンカー、物販(飲食関係):3,000 円
- ② 物販(飲食関係以外)、ワークショップ:1,000 円

※出店決定のご連絡をさせていただいた時点以降のキャンセルについては、
出店料の返金はできません。

(4) 出店スペース仕様等

①出店スペース等について

- ・ 1店舗につき1区画 3m×3mとします。
※キッチンカーの出店スペース(販売スペース)は6m×3mとします。
※原則1出店者1ブースのみとします。
- ・ テント、机、イス、電源、ガス、流し台・給水タンク(給水、排水設備)など出店されるに当たり必要なものは各自でご用意ください。主催者側では一切ご用意できません。
- ・ 出品物は直接対面販売してください。
- ・ 店名の表示看板の作成や設置は各自で行ってください。
- ・ 出品物の商品名や値段は、分かりやすく表示してください。
- ・ 原則、開催時間内(10:00~15:00)にブースを閉めることはできません。
- ・ 隣接ブースに迷惑となる音楽、楽器の使用は禁止します。
- ・ 食品を販売する場合は、保健所で営業許可を受けた施設で調理、包装して製品にし、ラベルに食品表示(製品名、原材料、内容量、保存方法、賞味期限、製造者、販売者、栄養成分表示等)を記載した商品を販売してください。
- ・ PL 保険(生産物賠償責任保険)に加入してください。
※保険に加入しなくてもイベントへの参加は認めますが、販売した商品に関して

発生したトラブル(食中毒など)については、保険に加入されていなくてもその責任は全て出店者に帰することとします。

- ・ その他必要な機材については出店者で用意し、搬入・設置・撤去を行い、その費用は出店者が負担してください。ただし、隣接ブースや来場者の往来の妨げになる場合(通路部分への販促物の設置等)や落下物による事故の恐れのある場合は、会場係員の指示に従い移動または撤去していただきますので、あらかじめご了承ください。

(5) 留意事項

①火気の使用について

会場内で火気を使用される場合は、使用される機器と設置個所を「使用火気器具等報告書」に記入し、提出してください。

- ・ ガス使用器具については液化石油ガス法第27条に基づく消費設備の調査を受け「良」とされたものを使用してください。
- ・ 直火・焚き火は禁止です。
- ・ 火気の取扱いについては、消火用具(業務用消火器【義務づけ】、水バケツ、防火マット等)を用意していただき、危険のないように安全に十分ご注意ください。
- ・ 消防署員巡回の際に指導があった場合は、必ず従ってください。

②駐車場について

駐車場の数には限りがありますので、1出店者につき1台のみの駐車とさせていただきます。場所につきましては、出店者決定後に連絡します。

③出店権利の譲渡転貸

出店者は、主催者の許可なく出店区画の全部または一部を他人に譲渡、貸与することはできません。

④責任転嫁

イベント期間中の商品、備品、金銭等の盗難、紛失、破損、火災、強風、自然災害、食中毒等による損害賠償の責は出店者となり、主催者は一切の責任を負いません。出店者は要項を厳守することを義務とします。また、主催者の指示に従わないなど悪質な場合は、即刻退場していただきます。

⑤イベントの催行について

雨天の場合でも、イベントは決行します(荒天等の場合を除く)。出店者は各自雨天対策をお願いします。

⑥出店販売禁止品・禁止行為について

下記のを会場へ持ち込むこと、販売することを禁止します。

- ・ コピー商品(模造品)、またはその恐れのあるもの
- ・ 違法商品
- ・ 風紀を著しく乱すもの
- ・ 混雑した会場内で運搬に危険を伴うもの
- ・ 運搬に関して来場者の迷惑となるもの
- ・ 生き物

⑦運搬・搬入について

- ・ 原則、搬入・搬出時間以外は出店場所への車の乗り入れはできません。やむを得ない事情で、イベント開催時間内に商品等の搬入をされる場合は各自で台車等を準備し、対応してください。
- ・ 会場付近での車の移動は最徐行とし、他の出店者と譲り合い、トラブルのないように注意してください。
- ・ 車両による事故等についても、主催者側は一切の責任を負いません。

⑧清掃、ゴミ処理について

主催者側において会場共用部分の清掃、所定のゴミ箱の回収は行いますが、**出店に際して発生するゴミ(調理ゴミ・PR 資材の梱包材・残材)は必ず出店者にてお持ち帰りください。**

併せて、各店舗にて極力ゴミを出さない努力をお願いします。また、退出時は各出店スペースにゴミが残らないように清掃してから退出してください。

⑨営業許可について

簡易な調理を伴う飲食物を取扱う出店者は、保健所の営業許可または臨時営業許可が必要です。下記事項を必ず確認してください。

- ・ 保健所への必要な手続きは、出店者がおこなってください。
(手数料等については、出店者負担となります。)
- ・ 保健所の営業許可(臨時営業許可)がない方は4/17(金)までに写しをまちづくり戦略課まで提出できるよう取得してください。
- ・ 保健所の営業許可がない場合、出店できませんのでご注意ください。
- ・ 営業許可申請書」などの各種手続きについてご不明な点や詳細は「岐阜県西濃保健所」までお尋ねください。

西濃保健所 〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎内
☎0584-73-1111(代表)

⑩その他

- ・ 従事者一覧には、当日従事する可能性のある方も含め、全員を記載ください。
- ・ 従事者一覧表提出後、受持者に変更がある場合は4月27日(月)までに変更後の従事者一覧表と、新しく従事される方がみえる場合はその方の本人確認書類を提出してください。
- ・ 会場内は禁煙です。
- ・ お客様との販売取引は各出店者で行い、主催者側は関与しません。
- ・ 政治、宗教、その他サークルや会員組織、グループへの勧誘行為はおやめください。
- ・ 飲食等で地面を汚す可能性がある場合は、あらかじめシート等をご用意ください。
- ・ 台車の使用については、十分安全にご留意ください。
- ・ その他、本要項に記載のない事項は、その都度主催者側が決定します。

3 出店申込

(1) 申込方法

出店希望者は次の書類を作成し、**2月27日(金)まで**に神戸町役場まちづくり戦略課(役場本庁舎2階)まで持参、郵送(当日消印有効)、メール、FAX でお申込みください。

- ①出店申込書
- ②出店に際しての確約書及び同意書
- ③従事者一覧表

※当日従事する予定の方全員を記載し、全員分の本人確認書類(運転免許証等顔写真がある公的なもの)を添付すること。

- ④営業許可証(届出)の写し 【該当団体のみ】
- ⑤使用火気器具等報告書 【該当団体のみ】
- ⑥PL保険の写し 【該当団体のみ】
- ⑦イベント等への出店個票

※記載もれや必要書類の添付漏れ等がないようにしてください。

※提出された書類は返却しません。

(2) 出店者の選考

主催者において、各出店希望者より提出された申込書の内容を確認、検討し決定します。結果は、出店申込書記載の代表者様宛に3月末までに通知します。(メール等)

※出店者説明会は開催しません。

提出書類確認リスト

提出 チェック	提出書類
1	出店申込書
2	出店に際しての確約書及び同意書
3	従事者一覧表 ※従事者全ての方の本人確認書類(免許証等顔写真のある公的なもの)を添付すること ☆内容が分かるよう、鮮明にコピーすること。免許証等、裏面に記載のある場合は、必ずコピーを添付すること。
4	営業(露店)許可書の写し【該当団体のみ/キッチンカーは必須】
5	使用火気器具等報告書【該当団体のみ】
6	PL保険の写し【該当団体のみ】
7	イベント等への出店個票【該当団体のみ】

※提出する前に全ての書類が揃っているか、記載もれがないかを確認してください。提出された書類は返却しません。

申込・問い合わせ先

〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地

神戸町役場 まちづくり戦略課(受付時間:平日 午前9時~午後5時)

☎ 0584-27-0172 FAX 0584-27-8224

メール machi@town.godo.lg.jp

ばら公園いこいの広場について

住所	〒503-2319 岐阜県安八郡神戸町大字前田 449-1
料金	入園無料
アクセス	<p>車をご利用の場合 東海環状自動車道 大野神戸 IC から約 10 分</p> <p>電車をご利用の場合 JR 大垣駅から養老鉄道揖斐行東赤坂駅下車、徒歩 20 分</p> <p>バスをご利用の場合 JR 大垣駅から名阪近鉄バス(大垣大野線)瀬古バス停下車、徒歩 5 分</p>
駐車場	普通乗用車 200 台



神戸町(ごうどちょう)のばら公園いこいの広場は、約 9,000 m²の敷地の中に、香り、形、名前などテーマごとに分かれた花壇があり、約 300 品種 3,300 株のバラが植えられています。

ばら公園いこいの広場は、入場無料で 24 時間自由にお楽しみいただけます。



会場図



入口



出店場所

